

## 広島県告示第百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）第七十条第一項第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業者の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十五号）第三十六条第一項第三号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十四号）第五条第一項第一号イ(2)(一)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十六号）第十条第一項第二号イ(2)(一)の規定に基づき、知事が定める平均障害程度区分の算定方法を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス、障害福祉サービス、指定障害者支援施設及び障害者支援施設に係る知事が定める平均障害程度区分の算定方法は、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）に定める厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法とする。